## 70歳未満の国民健康保険高額療養費制度が一部改正されます

平成27年1月から70歳未満の人の高額療養費制度が一部改正され、今まで3段階だった所得区分が5段階に細分化、限度額も所得要件に応じた金額になります。

現在交付されている70歳未満の人の「限度額適用認定証」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が平成26年12月31日までとなっていますので、新しい認定証を12月中に郵送します(申請の必要はありません)。

## (平成26年12月まで)

所得区分	自己負担限度額(月額)		
加特区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※2)	
上位所得者(※1)(区分A)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円	
一 般(区分B)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
住民税非課税世帯(区分C)	35,400円	24,600円	

- ※1 基礎控除後の年間所得額が600万円を超える世帯の人
- ※2 過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額です

## (平成27年1月から)【予定】

所得区分		自己負担限度額(月額)		
		3回目までの限度額	4回目以降の 限度額(※2)	
上位所得者	所得(※3)が901万円を超える (区分 ア)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	
	所得が600万円を超え901万円 以下(区分 イ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
— 般	所得が210万円を超え600万円 以下(区分 ウ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
	所得が210万円以下(住民税非 課税世帯を除く)(区分 エ)	57,600円	44,400円	
住民税非課税世帯(区分 オ)		35,400円	24,600円	

※3 所得=総所得金額等-基礎控除(33万円)

## 医療費が高額になったときに支払いを限度額までにするには、限度額認定証が必要です。

高額療養費制度を利用するためには・・・

医療機関の窓口で、保険証と一緒に「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額認定証」)の提示が必要です。忘れずに国保担当窓口で認定証の交付申請をしてください。保険税を滞納していると交付されない場合があります。

●お問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111(内線253、254)



神林支所 地域福祉室 太田